

令和 8 年 8 月 1 日からの高額療養費制度の見直しについて(お知らせ)

高額療養費とは？

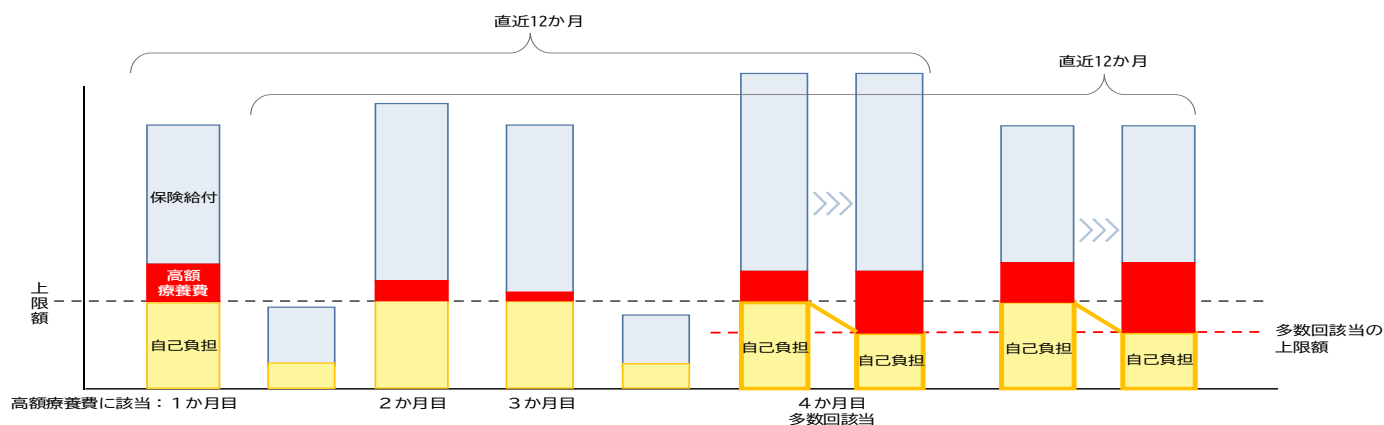
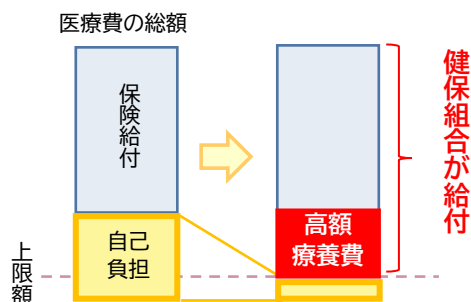
■家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関や薬局で支払う医療費が上限額を超えた場合に、超えた分を支給する制度です。

※ 上限額は、年齢や所得によって異なります。

■長期にわたって療養を受けられる方には、負担をさらに軽減する「多数回該当」というしくみもあります。

※ 多数回該当:直近12か月間で高額療養費に該当した月が3か月以上ある場合に、4か月目から負担がさらに軽減されます。

《高額療養費制度のイメージ》



この制度を守りつづけるために、見直しが必要

高額療養費制度は、おおきな病気などで高額な医療が必要になったときに安心して療養するために、すべての人にとって、なくてはならない**“安心のしくみ”**です。

高齢化の進展や医療の高度化、高額薬剤の開発・普及などで医療費が増えていくなかで、医療保険制度はもちろんのこと、このしくみを維持していくために、見直しに取り組んでいく必要があります。

令和8年8月からの見直し

長期に療養が必要なときの
“安心のしくみ”の強化！

①毎月の上限額の引上げ

②「年間上限」の導入

NEW

③70歳以上の方の
外来特例の見直し

月ごとの自己負担額は増えますが、
「多数回該当」の上限額は維持され、
あらたに**「年間上限」が導入**されます。

所得によっては負担が増えますが、
低所得の方には**「年間上限」が導入**されます。

令和8年8月からの上限額

《現行》

◎70歳未満の高額療養費の自己負担限度額(2015年1月診療分より改正)

区分	所得区分	外来・入院ごと(3回まで)	4回目以降
ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	標準報酬月額53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	標準報酬月額28万～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者(住民税非課税)	35,400円	24,600円

◎70歳以上の高額療養費の自己負担限度額(2018年8月診療分より改正)

区分	所得区分	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯ごと)	4回目以降
現役並み所得Ⅲ	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円
現役並み所得Ⅱ	標準報酬月額53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		93,000円
現役並み所得Ⅰ	標準報酬月額28万～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般	標準報酬月額26万円以下	18,000円 [年間上限(前年8月～7月)144,000円]	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	住民税非課税・年金収入80万円以下等		15,000円	

《令和8年8月～》

◎70歳未満の高額療養費の自己負担限度額(2026年8月診療分より改正)

区分	所得区分	外来・入院ごと(3回まで)	4回目以降	年間上限
ア	標準報酬月額83万円以上	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円
イ	標準報酬月額53万～79万円	179,100円+(医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円
ウ	標準報酬月額28万～50万円	85,800円+(医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円
エ	標準報酬月額26万円以下	61,500円	44,400円	530,000円【*】
オ	低所得者(住民税非課税)	36,900円	24,600円	290,000円

【*】標準報酬月額 15 万円以下の所得区分に該当することが確認できた方は、年間上限 41 万円を適用。

◎70 歳以上75歳未満の高額療養費の自己負担限度額(2026 年 8 月診療分より改正)

区分	所得区分	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯ごと)	4回目以降	年間上限
現役並み所得Ⅲ	標準報酬月額83万円以上	270,300円+(医療費-901,000円)×1%		140,100円	1,680,000円
現役並み所得Ⅱ	標準報酬月額53万～79万円	179,100円+(医療費-597,000円)×1%		93,000円	1,110,000円
現役並み所得Ⅰ	標準報酬月額28万～50万円	85,800円+(医療費-286,000円)×1%		44,400円	530,000円
一般	標準報酬月額26万円以下	22,000円 [年間上限(前年8月～7月)216,000円]	61,500円	44,400円	530,000円 【*】
低所得者Ⅱ	住民税非課税	11,000円 [年間上限(前年8月～7月)96,000円]	25,700円	24,600円	290,000円
低所得者Ⅰ	住民税非課税・年金収入80万円以下等	8,000円	15,700円		180,000円

【*】標準報酬月額 15 万円以下の所得区分に該当することが確認できた方は、年間上限 41 万円を適用。

※高額療養費は他の公的制度により自己負担相当額の支給を受けている場合は支給されません。また、その一部の支給を受けている場合は、その分が差し引かれます。なお、高額療養費を受給した後で公的制度により自己負担相当額(またはその一部)の支給を受けていたことが判明した場合は、その分を返還していただきますので、ご注意ください。

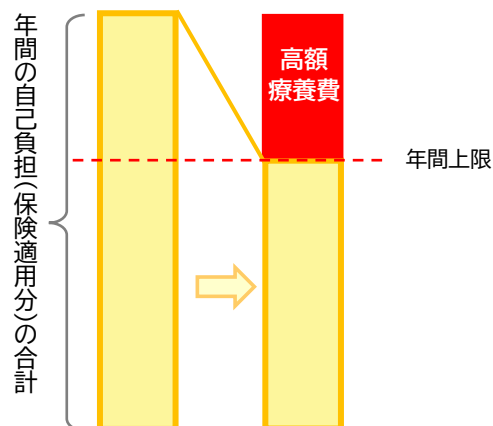
※入院時の食事療養に要した費用は、対象となりません。

「年間上限」について

- 長期に療養が必要な方が不安に感じる「将来の医療費負担」に見通しをたてやすくなるよう、あらたに**年単位の上限額**(「年間上限」)がもうけられます。

※ 上限額は、年齢や所得によって異なります。

- 合計した自己負担が年間の上限額を超えると、その分は**後日**、健保組合から**還付**されます。



Q 年間の自己負担の合計とは？

A 8月から翌年の7月末までに、医療機関・薬局で支払われた医療費の合計です。

Q 年間上限の所得区分の基準日は？

A 年間上限計算期間の最終日 7 月 31 日時点の所得区分に応じて定まります。
※ 計算期間(毎年 8 月診療分から翌年 7 月診療分)

Q 毎月の上限額を超えなくても合計される？

A 合計されます。ただし、70 歳未満の方は、医療機関・薬局それぞれの負担が、1か月で 21,000 円以上だったものの合計となります。
※ 付加給付を受けた場合は、**自己負担から付加給付分をひいて残った額を合計**します。

Q 合計されるのは、個人単位で負担した分？

A 被保険者ご自身と被扶養者の負担を合計します。

※ 年間上限の支給方法等の詳細は決まり次第、別途ご案内いたします。